

元軍用土地及建物、應急利用二閑スル件

(大藏省國有財產部)

元軍使用土地及建物、此際應急處置トシテ之ヲ賊災者等西安保護者、越冬用及外地引揚者、收容施設並ニ簡易住宅用地トニ充當スルモノトシテ取扱三據シト

一、建物

(1) 賊災都市内及其近接地ニ在ル軍用建物、特ニ壕舍生活者ヲ優先セメ
賊災者等要保護者、本年度越冬用ニ使用セシムモノトシテ其、他、建物
ハ外地引揚者、收容施設ニ充當スルモノトス外地引揚者ニシテ賊災地ニ揚
陸スル者ニ付シテ、賊災者使用、建物ヲ使用セシムルコトヲ得

(2) 都道府県、市ヶ原ハ前号ニ充當マルヲ適當ト認メラル、軍用建物ニ賊務局
ト連絡、上實地調査シ附屬設備、收容力等、諸要件ヲ勘定シタル上賊
務局ニ申出ツルモノトス

(3) 本目的ニ使用スル建物、應急修備、賊務局ニ於テ之ヲ行フモノトニ建物、
機械器具及諸設備、工事ニ付テ、賊務局、承認ヲ受ケタル上使用者、於
テ行フモノトス

(4) 使用承認ハ公共團体、住宅營團、賊災援護會其他、社會事業團體ニ付
シ為スモノトス

(5) 使用期間ハ一應昭和二十一年四月(北海道)及東北地方ハ五月(未迄)ヲ目途
但シ外地引揚者ヲ收容スルモノニ付テ、引揚後六ヶ月ヲ目途ス

(6) 使用料ハ前號期間中無料トス

二、土地

(1) 賊災都市内並ニ其、近接地ニ在ル元軍用地、簡易住宅建設用ニ充當ス

(2) 都道府県市ヶ原、村ハ前号ニ充當セントスル土地ニ付都市計畫、文
通機關、建設資材、生活必需物資、一狀況並ニ衛生的見地ヨリ勘業、賊
務局ニ連絡、上實地調査シ賊務局ニ申出ツルモノトス

(3) 貸付ハ公共團体住宅營團其、他、團體ニ對シ為スモノトス

(4) 地代ハ原則トシテ有料トシ實情ニ於シ別ニ定ム

三、其、他

右実施ニヨリ建物ニ在リテハ医療、教育、職業、補助等ノ用途供スルモノトシテ南院、
ルモノニ付テ終戦後、現況ニ照シ其、復急順序適應性等ヲ彼此勘業、
貢財福島長協議、上等三者キ及障本件既ニ、対策為、居住施設確保目的ヲ達成シルモス